

経営事項審査制度の改正 ⑩ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その5)

はじめに

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」の解説の5回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-7 未成工事支出金

- ・発注者に生じた特別の事由により、施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
- ・施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。

未成工事支出金は、文字どおり完成引渡し前の工事に関して支出した費用のことであり、完成引渡し後、完成工事高が計上されると同時に完成工事原価に振替えられます。したがって、未成工事支出金には、材料費、労務費、外注費、経費の各項目が含まれることにご留意いただく必要があります。

上記チェックリストに記載されている、「特別の事由」、「契約上の重要な問題等」というものが、具体的に何を想定しているのかは不明ですが、要は未成工事支出金として計上したもののについて、代金の全部または一部が回収不能であることが明らかである場合には、当該回収不能の金額については、未成工事支出金に計上するのではなく、その事由に応じて工事原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、または特別損失のいずれかに計上して、費用又は損失処理すべきこととなります。したがって、上記のようなケースのほか、未成工事支出金が請負金額を超えている場合(いわゆる赤字工事)の当該超過部分の金額も損失処理すべきです。

なお、未成工事支出金については、前々回に掲載した 2-5 棚卸資産も併せてご参照いただければと思います。

2-8 経過勘定等

- ・前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
- ・立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。

上記のうち、前払費用、前受収益、未払費用、未収収益が経過勘定と言われるもので、たとえば、未払費用とは、一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対し、いまだその対価の支払が終わらないものをいい、未払利息、未払家賃、未払給料、未払社会保険料等が該当します。その他の科目の定義、例示については企業会計原則やその解説書等を参照してください。

チェックリストは、これら経過勘定と類似する名称の前払金、前受金、未払金、未収金を明確に区別すること、及び、立替金、仮払金、仮受金等のいわゆる仮勘定的な項目の中に、本来費用計上または収益計上すべき重要なものが含まれていないことを確認するものです。

このほか、建設業財務諸表においては、未収入金と工事未収入金、前受金と未成工事受入金、未払金と工事未払金とを明確に区別することも確認していただく必要があると考えます。

2-9 繰延資産

- ・資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
- ・税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

繰延資産の会計処理および表示については、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号)にしたがっていただく必要があります。その概要については、本稿の2008年2月号でも掲載していますので、併せて確認してください。

上記の「当期の償却を適正に行っている」には、支出の効果が消滅した場合、当該繰延資産については、その消滅した期に一時に償却すべきことも含まれると考えられますので注意が必要です。

また、共同的施設の負担金や不動産を賃借するための権利金など、いわゆる税法固有の資産は繰延資産とすることはできず、投資その他の資産の長期前払費用などの適切な科目に計上すべきですので留意してください。

(紙幅の都合で、チェックリストの順番を入替えています。ご了承ください。)

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)